

# 文書館だより

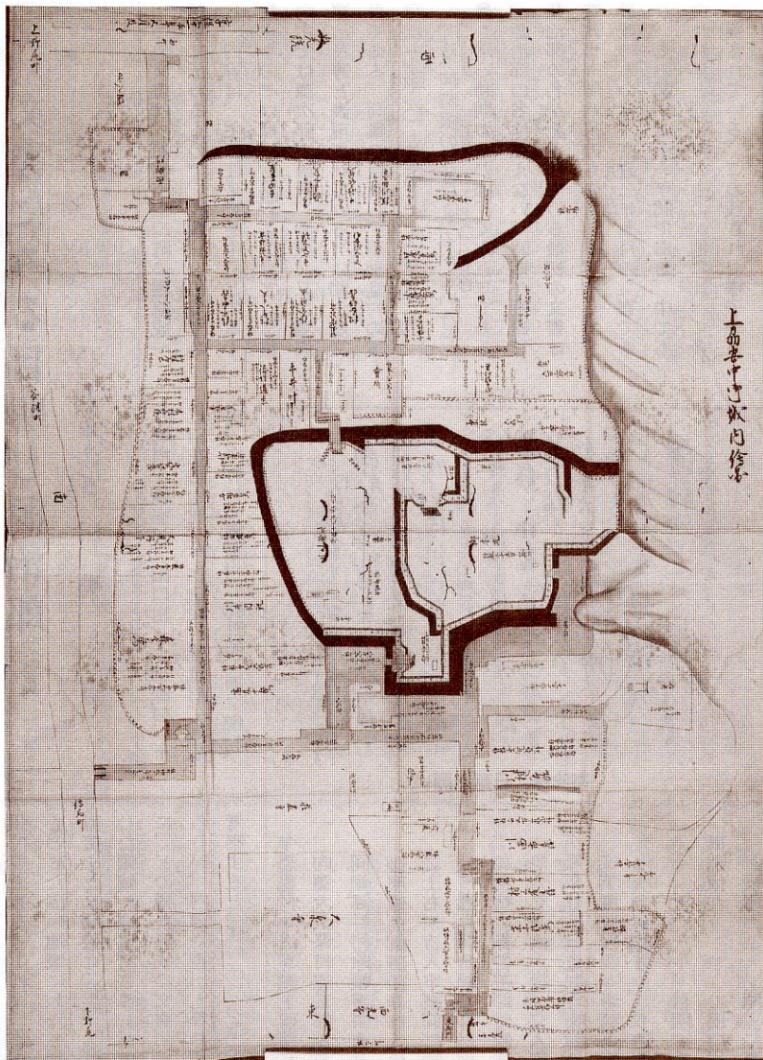
第11号

昭和63年7月

発行／群馬県文書館  
前橋市文京町三丁目二番六号  
☎(027)31-3442

印刷／朝日印刷工業株式会社  
☎(027)51-1333

題字 岡庭征人書  
紙面案内  
○明治～大正期における優良学校の表彰  
○新たに閲覧できる行政文書  
○新たに収蔵された文書  
○古文書解説コーナー



江戸時代の安中藩は、元和元年（一六一五）井伊直政の長男直勝が近江国彦根から安中へ移つて立藩したのが始まりで、その後、藩主は水野、堀田、板倉（第一次）、内藤、板倉（第二次）と交替し明治維新を迎えた。この絵図は元禄十五年（一七〇二）陸奥国泉から安中藩二万石の領主となつた内藤氏の代に作製されたもので、写真上左隅に「享保二十一辰年五月改」とあり、また絵図の袋ウハ書には「政里公蒙仰、森宇左衛門正儀上州安中御城内御郭侍屋鋪迄悉惚坪数遂吟味、有成之通喜枚之大絵図櫛田友右衛門ニ認申付仕立差置候（下略）」とあることから、幕府の命令により内藤政里が家臣に命じて城内の総坪数を取調べさせたことがわかります。

『安中市誌』によれば、初代政森は宝永二年（一七〇五）正月、城主たることを許されると安中城の改築に着手し、城中に濠を築きました。続く二代目政里も享保十八年（一七三三）御殿に玄関をつけ、東西の門の建て替え、町口門の屋根を瓦にするなど、城郭の整備を進めたとされています。したがつて、この絵図は改修後の城内の繩張りの様子を示しているものと思われます。

内藤家時代の安中城絵図は、明治大学刑事博物館所蔵のものなどが知られていますが、これはそれより以前のものです。しかも内藤家の重臣クラスの武士の名前や屋鋪、長屋、城門などの配置、面積等が詳細に記されており、貴重な資料といえるでしょう。（主任 岡田昭二）

上州安中御城内絵図 縦127cm・横95cm 淡彩色

愛知県豊田市立図書館内藤文庫所蔵（昭和61年5月撮影）

# 文書にみる目明し源治郎

主幹兼専門員 田嶋亘

この文書は、前橋市田口町の塩原成一郎家に伝わるもので、総数一一〇点である。内容は、主に往来物を中心とする十

数点をのぞけば、「目明し源次郎」(文書の中では源次郎、源治、源次、又は塩原源治良等と表現されている)に関する文

書である。同業の目明して不動堂村の重平次(十平次)と連名した文書もある。

では、何時頃の文書であるかというと、最も早い時期のものは、安永三年であるが源治郎の名は見えない。時期が明確で、源治郎の名が記されている最初の文書は寛政十一年八月のものである。そして、最後のものは、文政二年七月の文書であり、その間、二十一年間である。中でも文化八年と同十年のものが他に比べて多く残されている。この残された様子から目明し源治郎が活躍した時代を考えるならば、正に「文化年間の目明し源治郎」といえる。

次に、文書の差出人である当人、及び村役人達等、さらに本文中に登場する人物に関する旧村の名を書き出してみると、先ず、田口村、前橋本町、不動堂村、上

八崎村、横室村、山口村、上箱田村、下仁田在勝山村、下仁田村、荒牧村、大胡町、白井村、横室村、總社町、原ノ郷村、

堤村、小島田村、大久保村、高井村、中箱田村、沼上村、倉賀野宿、関根村、下佃村等である。これは、前橋藩領域を中心とした広い地域にわたる村々であり、直接または間接に「目明し源治郎」が活躍した領域と推定することが出来る。さらに、どの様な形式の文書に分類出来るだろうか、内容や差出人等の相違等により考察すると、次の三つの型に分けられる。

乍恐書付ヲ以奉願上候事

一、向領大久保村惣五郎より去閏三月中

同領高井村除帳者榮吉江懸り合

御座候而御訴訟奉申上候所御吟味

之上右榮吉入牢被仰付惣五郎娘

いそ義も御手鎖被仰付候所此上

如何様之御咎被仰付候哉歎敷奉

恐入私共兩人拔ニ立入申度候間

何卒廿二日迄御吟味御日延被

成下度此段偏ニ奉願上候已上

文化八辛未三月 不動堂村

目明 重平次

御郡代 田口村

御役所 同 源次

御吟味、日延べ願い

(一) 犯罪等の容疑者當人と村役人(又は親類、証人、受合、扱人、世話人、立合(人)等連名による目明し源治郎(又は相手)あて内済請合証文で、これが最も多い。

繩付御免等の件である。

文化八年三月の文書は、惣五郎と除帳

者榮吉との懸りに関し、榮吉は、「入牢」

惣五郎の娘は「手鎖」ということになる、

そこで目明し源次は、不動堂村の目明し

重平次と「郡代役所」に對して、私共目

明しの扱いとし立入りたいので、「郡代役

所」の「御吟味」の日どりの延期を依頼

したものである。この文書によつて「目

明し」の役割の一端がわかる。

又、文化九年三月五日、沼上村無宿源

造が、仲間四人と土蔵から壱壱本等を盜

取り、それを仲間の一人倉賀野無宿安五郎に預け置いたという一件を源造自身が

目明し十平次と源次に有体に申し上げた

というもので、これは、「目明し」の広域的警察の任務を物語る文書といえよう。

役所へ事件の取扱いについて上申したるもの

(三) 当人等が、目明し源治郎に、罪状を申し述べたもの(内済の依頼までを含むことがある)

では次に、どの様な事件内容の文書であるか書き上げてみると

まず、盜みの一件に始まり、不(風)

斗出、召夫の不調法、酒酔いの不埒、馴

合行方(衛)知れず、手疵、打擲、娘の

不義、無断持出し、離(不)縁の除帳、

合い欠落、村方預り、出入り、不埒の馴

繩付御免等の件である。

例えば次の様な内容の文書がある。

文化八年三月の文書は、惣五郎と除帳

者榮吉との懸りに関し、榮吉は、「入牢」

惣五郎の娘は「手鎖」ということになる、

そこで目明し源次は、不動堂村の目明し

重平次と「郡代役所」に對して、私共目

明しの扱いとし立入りたいので、「郡代役

所」の「御吟味」の日どりの延期を依頼

したものである。この文書によつて「目

明し」の役割の一端がわかる。

又、文化九年三月五日、沼上村無宿源

造が、仲間四人と土蔵から壱壱本等を盜

取り、それを仲間の一人倉賀野無宿安五

郎に預け置いたという一件を源造自身が

目明し十平次と源次に有体に申し上げた

というもので、これは、「目明し」の広域的警察の任務を物語る文書といえよう。

## 明治～大正期における

# 優良学校の表彰について

文書館嘱託 横山伊平

当館収蔵の「学事」「地方」関係の行政文書中、賞罰に関する簿冊によつて、明治大正期の優良学校の表彰の事を紹介致します。

(1) 明治16年（一八八三）文部省奨励

調査中「学事賞与ニ関スル調査」によるところ、教員・学校・吏員・生徒をそれぞれ一～五等に分けて賞与しています。このうち、学校の部をみると、表彰を受けたのは次のとおりです。

高等 安中・藤岡の二校

高等 高崎・吉井・厩橋・細野西・館林の五校

高等 原市・桐生・伊勢崎（赤石）・富岡・原町・松枝・今井・玉村・七日市・馬山・新宿の十校

高等 原市・桐生・伊勢崎（赤石）・富岡・原町・松枝・今井・玉村・七日市・馬山・新宿の十校

賞与の基礎となつたのは、各郡長の内申書（①教導管理②職員資産③図書④地所建物資産⑤從來の教育実績（卒業生数及進路））の調査結果のようです。

賞与物品は文部省宛てによると、教員生徒吏員等は字典、硯箱等ですが、学校は「度量衡、標本」二部です。

(2) 明治34年以降 教育資金使用規則

明治42年 伊勢崎・薄根・境野・秋間・箕輪の五校

明治43年 蔽塚・高崎北・新高尾・吉

井の四校 この外、強戸・茂呂等各校の校舎新築には、地図や時計、大辞典等が贈られています。

(5) 明治43年～大正8年 本県では明治43年9月に「普通教育奨励規程」が定められ、小学校、市町村、教員、吏員・学務委員、団体に分け、その項目に該当した場合、各郡長の内申に基づき視学等による調査検討後適当と認めた場合、例年、紀元節（二月十一日）の「佳き日」、県庁において諸高官記者列席の中で表彰式が挙行されました。

(3) 明治40～45年 地方文書の郡市町村吏員旌表書類によると、明治39年「教育効績表彰規程」が設けられ、校舎建築・学校基本財産蓄積・学校園・就学出席歩合等促進向上を掲げ、その項目に該当した町村や吏員を表彰しております。

表彰は「納稅就学出席率優良市町村」として、知事より賞状賞品（金）、自治旗を授与されました。自治旗受賞町村は群馬郡清里村外十四カ町村に及んでいます。

(4) 明治42～43年 文部省の「小学校教育效績状規程」（明治38）規程により優良小学校の表彰が行われ、「職員克ク協同一致シテ職務ヲ努メ、教授訓育ノ成績ニ」とおりです。表彰校は次のとおりです。

明治42年 伊勢崎・薄根・境野・秋間・箕輪の五校

明治43年 伊勢崎・薄根・境野・秋間・箕輪の五校

明治44～45年 群馬・桃井小（第八条）

・リ45.2 群馬・桃井小（第八条）  
・大正3.2 北甘樂・馬山小

・リ4.2 群馬・桃井小  
・大正5.2 碓氷・秋間小  
・リ6.2 佐波・赤堀小

・リ7.2 リ 東小（体育旗）  
（第一條）

これらの中の学校が継続して優秀校と認定されるためには、毎年郡長を通じて

一、学令児童の就学出席歩合調査表

二、小学校基本財産調査表（年間収利併記）

三、當年度教育経常予算

四、教授訓練の状況

等を提出し、査定を受けております。

そのため、ある学校では、児童の刃傷致死事件により教育旗を返還しています。

後年、就学出席率向上・施設設備充実の目どがづくと、国語算術の学力考查を他の内申校と合わせ行っています。

優秀校優秀教員と認定され受賞しようとする場合、多数の学校から前述の一～四文書の外に、

とある場合は、多くの学校から前述の一～四文書の外に、



学校表彰の文書

この日知事より賞状や賞金、優秀校に

対しては「教育（奨励）旗」が授与され、授与年月、授与校は、次のとおりです。

明治44.4 碓冰・磯部小

# 新たに閲覧できる行政文書

議会図書室叢集文書・群馬県報・官報

主任 小暮隆志

## 一 議会図書室叢集文書

昭和六十年度から補修整本等の作業を進めて参りました議会図書室叢集文書五、一二五冊（原簿冊数三、九一二冊）が、

五月から閲覧できるようになりました。

これらの文書は、議会図書室が、設置

以来その機能の充実を図るため、文書課等から保管転換をした図書資料や、各課で廃棄した文書を文書としてではなく、議会図書室において研究に役立てるための資料（県議会史編さん資料）として移管を受けたもの等で、精力的に収集したものでした。したがって、すでに閲覧している明治から昭和戦前に至るまでの県庁行政文書と同一群をなすもので、その欠けていた所を補うものです。

文書館への移管は、文書館的機能も果していった議会図書室がその機能を文書館

に移すという考えに基づき、本館発足当初から数次にわたり行なわれ、昨年度までに一応完了しました。

内容の概略は別表のとおりです。特に

耕地事業や自小作関係資料、経済更生事業や産業組合設立等の勧業関係が際立つて多くなっています。議案、会議録、決議録等の議会関係、旧藩貸下金や戸長役場開庁等明治初期の事情を解明する手掛りとなる資料も目立ちます。また、明治中期の教科書や統計書、群馬県歴史、郡村誌、「養蚕新論」「養蚕須知」等貴重な資料も多数含まれており、本県の政治、経済、産業、教育、社会等のあゆみを明らかにするうえで絶好の資料群といえます。

なお、移管された資料のうち、戦後期の新聞一、八〇八冊および郷土資料七、二四九冊について

議会図書室叢集文書 書誌別分類冊数一覧	
達復会事書計税計理籍輸賣事教生川業務築察方事書料	158
令往議人庶統租会地戸通皇兵宗福土勤学建法地雜教一行務	36
科学一般政	840
合	36
2,033	376
208	103
110	12
103	34
146	31
331	68
223	146
6,576	2,033
(5,125分冊、1,451冊 は重出)	104
123	228
83	152
228	783
140	146

上毛新聞等一部の  
大正・昭和初期の  
令往議人庶統租会地戸通皇兵宗福土勤学建法地雜教一行務



議会図書室叢集文書の一部

資料は、破損等の理由により閲覧できなくなっています。文書館は貴重な資料を今だけではなく、文化遺産として遠い将来の人々にも利用できるということを保障しなければなりません。複製等の利用手段が構じられるまで当分の間、県立または前橋市立の図書館をご利用ください。皆様の理解と協力を願います。

二 群馬県報（明治・大正期）

文書館では、紙の劣化と編綴不完全のため、原本を閲覧することのできない群馬県報の複製化を進めています。このうち、明治期の通牒照会、彙報、褒賞、臨時褒賞と大正期の県令、訓令甲、訓令乙、序訓、告示の複製本一九八冊（分冊製本後）について、件名目録等の作成整理が終了し、本年四月から閲覧していただけようになりました。

群馬県報は、県が規則や命令等を県民に伝える手段として現在も発行しているもので、本県施政の沿革を知るうえに欠くことのできない基本的資料です。

利用は、閲覧室に備えてある簿冊目録と件名目録により検索の後、所定の用紙に記入して申請をしてください。なお、件名目録最下部に簿冊ごとの頁番号が記入してありますので、閲覧したい箇所がすぐ開けられます。ご活用ください。

## 三 官報（昭和五十四・同五十五年）

昨年度学事文書課より管理委任を受けた昭和五十四年および昭和五十五年の官報六五冊（分冊製本後）が、補修・製本、閲覧カードの作成整理が終了し、本年四月から閲覧していただけるようになりました。内容は二年分の官報と官報資料および国会の会議録（八七〇九三回）です。なお官報は、明治十六年七月の第一号からそろっています。

# 新たに収蔵された文書

## 古文書



川木家文書の一部

昭和六十二年度下半期、本館へ寄託。寄贈された古文書の概要は次のとおり。

### ★新田郡笠懸村諸家文書（寄託）

『笠懸村誌』編纂の過程で、村内の阿左美・久宮・鹿・西鹿田地区の各家から村へ寄託された文書です。件数は三二件、総数約九〇〇点です。近世文書は宝暦九年阿佐美村検地野帳などわずかで、大部分は明治以降の地券、教科書、卒業証書、褒賞状、典籍、地引絵図の類です。

### ★月夜野町・川木敏夫家文書（寄託）

前橋藩松平家の家臣として仕えた家で、文書は現在の給与辞令にあたる宛行状二点をはじめ、同家の家系や由緒調べた時の書付類が残っています。

### ★新里村・吉田宰治家文書（寄託）

吉田家は幕末の開港後、生糸売込商として横浜に出店し活躍した吉村屋幸兵衛の本家にあたり、同家には現在も江戸時代中期から大正期に至る膨大な文書群が保存されています。寄託された文書は、

### ★新治村・原沢正明家文書（寄託）

江戸時代、利根郡羽場村の年寄役を勤めた家です。伝存文書は近世後期の旗本菅沼氏関係文書をはじめ、三国街道下新田宿関係、村役人や村議定など村政関係文書等が中心です。ほかに俳句など文芸資料や塩原太助の書状もあります。

## 行政文書

### ★新治村・原沢正明家文書（寄託）

昨年度に管理受任および収集により受け入れた文書は二、四六九冊（詳細は表1および2のとおり）でした。

昨年度後期、規定どおり完結後十年経過の毎年保存文書の完全なる管理委任をめざし、学事文書課において各課の残留文書量を調査するとともに、管理委任が働く

部局名	冊数
総務部	54
企画部	61
農業環境部	103
農林水産省	46
農業政策局	123
農業工芸局	49
農業技術局	77
農業生産局	72
農業土木局	3
農業園芸局	1
農業試験場	435
農業委員会	26
農業事務局	90
合計	1,140

（主任 岡田昭二）

表1 昭和62年度管理受任文書室課別冊数

区分	永年書	有期限書	計
総務部	65	65	
広報課	1	1	
地方課	9	9	
企画部	98	29	127
土地対策課			
統計課	277	277	
県民生活部	80	27	107
厚生援護課			
消費生活課	3	3	
衛生環境部	57	57	
医務課			
環境衛生課	22	22	
農政部	1	1	
部務課	6	6	
流通芸芸課	10	10	
耕地建設課	90	90	
耕地改良課	38	38	
林務部	6	6	
長室	21	21	
商工労働部	52	52	

区分	永年書	有期限書	計
土木部	21	47	68
部用課	32	66	98
道路建設課		9	9
都市計画課		143	143
建築課		24	24
技術管理課			
知事部	1,065	169	1,234
局			
合計			
教委	9	15	9
長理課	6	22	15
部管福利教育課		43	6
農業教育課			22
社会教育課			43
教委合計	95		95
合計	1,160	169	1,329

表2 昭和62年度収集文書部局別冊数

部局名	冊数
総務部	54
企画部	61
農業環境部	103
農業政策局	46
農業工芸局	123
農業技術局	49
農業生産局	77
農業土木局	72
農業園芸局	3
農業委員会	1
農業試験場	435
農業委員会	26
農業事務局	90
合計	1,140

### 脱臭・払塵作業



有効とされています。（主任 小暮隆志）

くん蒸と臭氣虫とかびを防ぐためのガス消毒後に臭気が残ります。ガスマーカーによる無害で現在除去や発生防止の方法を研究中だそうです。今のところ書庫へ収納する前に文書を広げて脱臭すること、書庫の換気を多くすること等が

# 古文書解説コーナー

## 人別引き取り状

今回は、村の「戸口」に関する史料に触れてみることにしましょう。それでは、(1)の文書を読んでみて下さい。

これは、「人別引き取り状」といわれるもので、多野郡新町笛木町の田口基家文書(当館収蔵)に収められています。

養子、嫁入り等の縁組、あるいは離縁によって村相互の人口に増減のあった場合には、「人別引き取り状」や

「人別送り状」などが移動のあった土地の名主宛てに提出されました。(1)の文書の場合には、新町宿百姓七郎兵

衛の伴で内弟子の半次郎について、宿方伝兵衛の世話をよつて貰い請けが決まり、(戸籍)引き取りを行う旨、半

出されましたが、同時に、村の戸口を把握する「戸籍」のようないくこと

に、(田口)家の場合、現在残されている「宗門人別帳」

は五点(天明四、文化五、文政八、同二十二、弘化三)の

みで、この中には先の「人別引き取り状」と同じ年に作成されたものはありません。紛失か始めから無かつたの

か、その点は不明ですが、他の家のケースをみても残り方には年代的ならばらつきがあり、揃つて出てくること

の方がむしろ稀のようです。しかし、限られた史料とはいって、五点の中には丁度半治郎貰い請けをはさんだ文政八年と同十二年のものがあり、これらを比較すれば七郎

兵衛一家に生じた変化を見ることができるはずです。そこで、これらの中に該当する家族を捜したところ、文政八年には七郎兵衛と半治(郎)の「メ武人男」であつた

一家が、同十二年には七郎兵衛「メ老人男」のみになつていることを確認できました(資料2)、右が文政八年)。

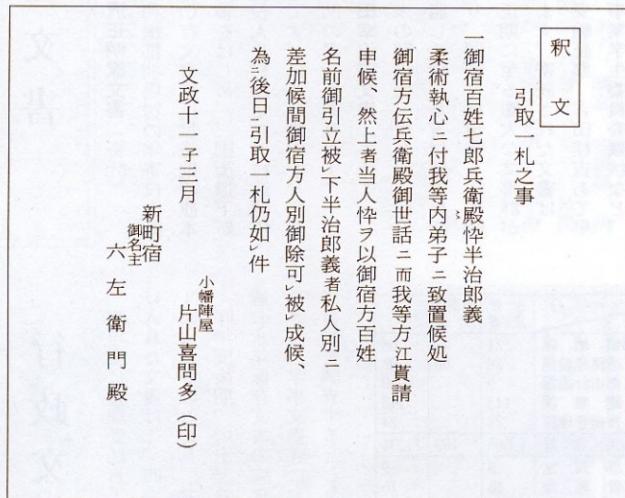
なお、「笛木新町人別宗門帳」の場合には、各家の土地所

有状況も記入されていて、持高推移を追うことなどもできますが、詳しくは『群馬県立文書館収蔵目録3』の田口家解題の部分を参照していただきたいと思います。



(2) 文書番号8116-49、50

(1) 文書番号8116-126



(文書館嘱託 斎藤明子)

次郎方名主に通知しているのです。

ところで、こうした文書の中には、(1)の例でいうと「半治郎義者私人別ニ差加候間御宿方人別御除可被成候」のように、(宗門)人別帳の記載の修正を促す下りが決まって付け加えられます。「宗門人別帳」は、キリスト教禁制を名目とした「寺請制度」の中で徹底されていったものですが、同時に、村の戸口を把握する「戸籍」のようないくこと

に、(田口)家の場合、現在残されている「宗門人別帳」は五点(天明四、文化五、文政八、同二十二、弘化三)の

みで、この中には先の「人別引き取り状」と同じ年に作成されたものはありません。紛失か始めから無かつたの

か、その点は不明ですが、他の家のケースをみても残り方には年代的ならばらつきがあり、揃つて出てくること

の方がむしろ稀のようです。しかし、限られた史料とはいって、五点の中には丁度半治郎貰い請けをはさんだ文政八年と同十二年のものがあり、これらを比較すれば七郎

兵衛一家に生じた変化を見ることができるはずです。そ

こで、これらの中に該当する家族を捜したところ、文政八年には七郎兵衛と半治(郎)の「メ武人男」であつた

A Q A Q A Q A Q  
A Q A Q A Q A Q  
コ・・ナ・・

Q、田畠面積の単位などに見かける「ト」は、どういう文字ですか。また、他の単位の文字にはどんなものがありますか。

A、単位は、繰返し使われるものなので、簡略化され記号のように書かれることができます。面積表示に見られる「ト」は「歩(分)」の字と考えられます。一方では金銭の単位としての「歩(分)」や「分」の字にも当てられます。他にもたとえば「匁」や「文」の文字のように文書に出てくる単位は形から類推していくものが多いためです。

また、単位はそのケースごとに異なりますし、繰り上がり方も一様ではありません。たとえば、貨幣は、金が両(歩(分))・朱(匁)・銀が貫(貫目)・匁・分・厘・毛・錢が貫・文で数えられます。そして、この時、錢は一〇〇〇文=一貫文、銀は一〇〇匁=一貫目(文)、一匁=一〇分で以下順に十進法で続きますが、金については一

両=四歩、一步=四朱の四進法になっています。読み方をみても、銀貨では「フン」である「分」の字が、長さの単位になると「ブ」となります。

次に、面積の場合は町・反(段・畝・歩(分))で表わされ、一町=一〇反、一反=一〇畝ですが、一畝は一〇歩ではなく三〇歩です。つまり、一反=三〇歩の勘定です。ちなみに、一步は六尺平方(はじめは太閤検地の際の竿の長さの六尺三寸平方)ですから、一尺を30 cmにしておよそ3.3 m<sup>2</sup>と考えられます。長さの単位は、丈・尺・寸・分・厘があり、一丈=一〇尺、以下十進法で続きます。

一方、石高等を表示する目(石)の単位は、石・斗・升・合・勺・才・弗があり、一方では「升」(升)と書かれていますが、一升はおよそ1.8 lに当たります。

さらに、重さの単位には貫・匁・分・厘があり、一貫=一〇〇〇匁、一匁=一〇分、一分=一〇厘で銀貨と同様の表し方になります。一貫は約75 kg、一匁は約75 gです。

以上、度量衡の基本的なものについて触

### 炳魚の会だより

#### 岡田耕栄

年度が改まり六年目を迎えた当会では、お陰様で知性と友情を重ね、たまゆまさる等を中心て村方に文書を読み、神社仏閣生涯学習の実践者として、午前五五名、午後六〇名が学習に取り組んでいます。

午前の部は、例年のとおり、一札もの継書を読むのは勿論、冊物として高崎市通町の大信寺にまつわる膨大な文書を取り組んでいます。

午後の部は、午前の部と同様に町村文書を読むのは勿論、冊物として高崎市通町の大信寺にまつわる膨大な文書を取り組んでいます。

本年度から入会希望者は、長期講座終了者とすることになりました。入門講座終了者はもう一踏ん張りで長期講座を受けてください。

### 古文書同好会だより

#### 関口勘一

御用急面状左エ

三月十日 吉田佐五郎 様より

武家方ニ子

大塙平八郎

年令四十五六才、顔細長ク色白き方、眉毛細く薄き方、耳常体、言舌さわやかにて行なっていますが、それとともにかつて昔の庶民の生活や世相、政治、経済なども知る得ることができ、興味はつきません。

最近の教材のなかに、桐生の名主書上家に伝わる「書上日記」があります。その天保八八年三月十日の頃に大阪で同年二月

「大塙の乱」を起した首謀者大塙平八郎(一七八三七)一味が全国に指名手配された

また、定期学習会以外に、全員を対象とした特別学習会を月一回もつています。既に前橋藩日記は極々一部ですが読み、目下

は前橋藩御用留寒河江元清を精力的に読みながら、読後訳文を製本してみようかと心がけつつ一字一句に目を通していきます。

一年間のスケジュールは目新しいものはありませんが、各自の解説力を一層高め、併せて人間関係を発展向上させることができます。

また、定期学習会以外に、全員を対象とした特別学習会を月一回もつています。既に前橋藩日記は極々一部ですが読み、目下

# 利用者の目



古文書解説講座を受講して

前橋市女屋町 佐藤幸子

古文書を読めるようになりたいものと  
入門講座と長期講座をひき続いて受講しました。難しくいきし字、変体仮名、異  
体字等々。最初の意気込みとはうらら  
に、思わずため息もしましたが、先生に  
ついて一字ずつ拾い読みをしたり、くり  
かえし辞典を引いているうちに、興味深  
くなり、次の受講日を待ちわびるようにな  
りました。長期講座では、宿題があり  
ましたが、実力をつけるのに大いに役立つ  
たと思います。宿題を出された日は、辞  
典を頼りに、よく似た文字を一字ずつ探  
しながら夜が更けました。また翌日も頭  
をしぼり難解な文字と、ニラメッコ。そ  
れでも読めない文字が四つ、五つ、読め  
たと思った文字が誤読であつたり。苦労  
しながら学びました。

講座の回を重ねるにつれて、古文書を  
読みこなすことばかりでなく、古文書を  
通じて、支配者の権力、農民の生活、商  
家の経営等々、歴史的背景を読み取り、  
学ぶことの大切さが理解できて、大変視  
野が広くなりました。

講座を契機として、御指導を仰ぎながら  
息ながく学習を続けたいと思います。

## 告知板

●群馬県行政文書件名目録第2集「明治期地方編II」発刊

本目録は、「行政文書簿冊目録・明治編」  
の分類項目の「地方」にあたる文書のうち、第一分冊に掲載したものと除く、二  
五八冊、六八四九件を第二分冊として収  
録した件名目録です。

### ●新たに閲覧できる文書の紹介

寄贈・寄託文書のうち、新たに閲覧で  
きることになった文書は全部で十八件あ  
ります。群馬町横山家文書以外はいずれ  
も数は少量ですが、川木家、漆原家の武  
家関係、塩原家の目明し文書など、それ  
ぞれ特徴のあるものです。他に東大法制  
史資料室のマイクロ撮影文書も一部閲覧  
できますので、是非ご利用下さい。

### ●郷土史研究講座のご案内

今年度は昨年度に引き続き「群馬県史  
を読む」という統一テーマで行います。

今までに県史編さんに携つた方々と共に  
に県史を読み、各時代ごとのテーマに沿つ  
た文書資料や内容を紹介していただきま  
す。

### ★企画展「上州の城と城下絵図展」

10月21日～11月27日、上野国における  
江戸時代の城の絵図を中心に城下絵図展

ハガキに受講希望講座名・住所・氏名・  
年齢・職業・電話番号を明記し、直接  
お申し込み下さい。募集人員七〇名(先  
着順)受講料無料(資料代百円)

### ●展示の内容

#### ★企画展「上州の城と城下絵図展」

10月21日～11月27日、上野国における  
江戸時代の城の絵図を中心に城下絵図展

を行います。時間は9時～17時(月曜日  
は休館、主に幕末まで存在した藩をとり  
上げました。又10月29日には講演会も予  
定しております。

#### ★企画展「近代学校のはじまり」

7月26日～9月4日、統一的近代教育  
制度の確立をめざし、明治五年に公布さ  
れた「学制」に基づく本県の小学校開設  
の実態、財源、校舎、教員、児童、生

徒、教科書等の観点から紹介します。

#### ★统一テーマ 群馬県史を読む

第一回 7月30日(土) 「古代群馬の馬」

●期日・内容・講師

(前沢和之、文化財保護課主  
幹兼専門員)  
○長期古文書解説講座

第二回 8月6日(土) 「近代群馬と商業(高階勇輔、高崎経済大学教授)  
第三回 8月20日(土) 「松平藩の財政破綻とその対応」(青木裕、県史編さん室課長補佐)  
第四回 8月27日(土) 「鎌倉幕府体制と上野国」(山本隆志、筑波大学助教授)  
時間は各回とも午後二時～四時です。

史・群馬の蚕糸業

63・2・24 文書館運営協議会開催

63・3・24 紀要「双文」五号発行

63・3・31 行政文書件名目録第2集

63・3・31 解説講座修了式

63・2・16 常設展開始(上利根川水運

63・4・1 文書館運営協議会委員19名

63・4・1 委嘱・文書館文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始

63・4・1 政府文書調査員23名

63・4・1 古文書解説入門講座開始

63・4・1 (明治期地方編II) 発刊

63・4・1 明治期地籍図表具開始</p